

教育ローン（奨学金借換専用「つなぐ」）

2022年4月1日現在

1. 商品名	教育ローン（奨学金借換専用「つなぐ」）
2. ご利用いただける方	「九州ろうきん」に出資のある会員の間接構成員の方、または当金庫管轄内に居住もしくは勤務されている勤労者の方で、以下の条件をすべて満たされる個人の方 (1) 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 (2) 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 (3) 安定継続した収入があり、前年度税込み年収が150万円以上の方 (4) 金庫所定の保証機関の保証が受けられる方
3. お使いみち	お申込人およびお申込人と生計を一にする2親等以内の親族の奨学金借換に必要な資金 ※ 対象となる奨学金の種類は、日本学生支援機構、自治体、学校法人、財団法人等の奨学金です。 ※ 奨学金借換以外の資金用途は対象とはなりません。
4. ご融資金額	1,000万円以内（1万円単位） ※ 所属される会員等により異なる場合がございます。
5. ご融資期間	20年以内
6. ご融資金利	変動金利型 ・ 当金庫が定める基準金利の変動幅に連動して、適用金利が年2回変動します。 ・ 返済期間中の金利は、4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。4月1日の基準金利を直後の6月返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月返済日の翌日より反映します。 ・ 金利の見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ※ 利率については、窓口へお問い合わせください。
7. 保証料	当金庫が負担いたします。 ※ 団体信用生命保険付保証制度もご利用いただけます（健康状態によってはご利用いただけない場合があります）。
8. ご返済方法	元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済からお選びいただけます。 (1) 元利均等返済とは、ご返済額（元金とお利息の合計額）が一定である返済方式です。 (2) ボーナス返済（年2回）を併用する場合のボーナス部分の融資割合は、融資総額の50%以内となります。

9. 担保	不要です。										
10. 保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。										
11. 手数料	<p>・不要です。ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等は、お客様のご負担となります。</p> <p>・各種証明書（残高証明書・取引明細証明書等）の発行や融資条件等変更の場合には、手数料をいただきます。</p> <p>※手数料の金額については、店頭に掲示しています。</p>										
12. 連帯保証人	原則、不要です。										
13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <table border="1" data-bbox="651 712 1281 873"> <tr> <td colspan="2">九州労働金庫 お客様サービス室</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>0 1 2 0 - 7 9 6 - 2 1 0</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 午前9時 ~ 午後5時</td> </tr> </table> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <table border="1" data-bbox="651 981 1281 1086"> <tr> <td colspan="2">ホームページアドレス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">https://kyusyu-rokin.com/</td> </tr> </table>	九州労働金庫 お客様サービス室		フリーダイヤル	0 1 2 0 - 7 9 6 - 2 1 0	受付時間	平日 午前9時 ~ 午後5時	ホームページアドレス		https://kyusyu-rokin.com/	
九州労働金庫 お客様サービス室											
フリーダイヤル	0 1 2 0 - 7 9 6 - 2 1 0										
受付時間	平日 午前9時 ~ 午後5時										
ホームページアドレス											
https://kyusyu-rokin.com/											
14. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、下記ろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、ろうきん相談所、または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> <table border="1" data-bbox="651 1787 1281 1948"> <tr> <td colspan="2">ろうきん相談所</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>0 1 2 0 - 1 7 7 - 2 8 8</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 午前9時 ~ 午後5時</td> </tr> </table>	ろうきん相談所		フリーダイヤル	0 1 2 0 - 1 7 7 - 2 8 8	受付時間	平日 午前9時 ~ 午後5時				
ろうきん相談所											
フリーダイヤル	0 1 2 0 - 1 7 7 - 2 8 8										
受付時間	平日 午前9時 ~ 午後5時										

※当金庫および保証機関所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。